

平成28年第12回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年12月5日（月）午後2時 玉名市福祉センター 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
21番	田上 一	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男
30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和
34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子
38番	村端 一弘						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

22番 小山久仁江

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎

参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第75号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第76号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第77号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第78号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第79号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第80号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第27号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第28号 農地の形状変更届について
第29号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから始めさせていただきます。

本日は38名中、22番、小山委員から欠席の届出があっており、現在37名の出席で、農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しております。平成28年第12回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 会長より御挨拶をいただき、会議規則第4条により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。天候不順で麦作の作付けなんか非常に戸惑っておるような現状でございます。なかなか天気が続きませんので、非常に困っておるような状況が続いております。

また、きょう11時52分ごろだったですか、また地震も発生しておりますし、いろいろ気苦労が絶えないような昨今でございます。お互いにいろいろ気を付けることが多いと思いますけれども、一つ一つ乗り越えて頑張ってまいりたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第75号より議第80号までの480件と、報告第27号より第29号までの31件が提案されております。慎重なる御審議なる御審議方どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、37番の堀田委員と38番の村端委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入ります。

議第75号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 1ページから、議第75号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成28年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、

永田知博。

1番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田19㎡外1筆、計38㎡を次の2番と交換するものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田47㎡外1筆、48.95㎡を前の1番と交換するものです。なお、2番については下限面積を超えておりませんが、1番、2番の交換は農業委員会あっせんによるもので、その場合、一方が適格者ならば農地法施行令により許可可能でございます。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田30㎡を贈与するものです。

4番、佐賀県佐賀市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑229㎡外3筆、計2,888㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

5番、奈良県橿原市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田638㎡外5筆、計4,286㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

以上5件、合計7,290.95㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域の関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員さんの説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。1番と2番の案件について説明します。

1番と2番の案件は、それぞれ譲受人の所有地に隣接しているもので、お互いの農地の形状を整えて耕作するためにこのたび交換するものです。

事務局より説明がありましたとおり、2番の譲受人は下限面積を満たしておりませんが、1番の譲受人が下限面積を超えているので、問題はなく許可相当と判断しました。

続きまして、3番は譲渡人の農地の形状が大変悪く、三角形になっていて、耕作が大変しにくいということで、隣接する農地の利便性が悪く、譲受人が贈与するもので、下限面積も満たしておりますし、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、5番、続けてどうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。4番の案件について説明いたします。

ここは報告のとおり譲渡人は労力不足で、そして県外ということで、なかなか作

業的に難しいということと、それと譲受人が地元の人で、経営を拡張してやっていきたいということでもあります。

5番について説明いたします。これの譲渡人の親御さんが亡くなられ、自動的に子どもさんのほうに贈与されて、それを県外の奈良のほうからは管理がちょっとできないということで、譲受人のほうは経営拡張ということで話が申請されております。何ら問題はないと思います。御承認のほどよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員さんの説明が終わりました。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第75号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第75号は許可することに決定しました。

次に、議第76号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第76号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の畑261㎡外10筆、計10,310㎡を農業者年金受給のため、平成28年12月5日から10年間契約するものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,125㎡外13筆、計19,759㎡を、これも農業者年金受給のため、平成28年12月5日から10年間契約するものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田2,379㎡を、農業者年金受給のため平成28年12月5日から10年間契約するものです。

以上3件、合計32,448㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。

使用貸人、使用借人は親子関係であり、農業者年金受給のための再設定でありますので、許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。

これも1番と同じで、農業者年金受給のための申請で、使用貸人と借人は親子関係で、また再設定の申請で、何ら問題ないと思います。終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○29番（今上公男君） 29番、今上です。3番の案件について説明します。

使用貸人、借人は親子であり、農業者年金受給による再設定です。後継者も農業をしており、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第76号、農地法第3条、農地の使用賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第76号については、許可することに決定しました。

次に、議第77号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第77号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成28年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が山田の畑346㎡で、備考欄にありますとおり、住宅用地で申請が上がっていたものが、必要がなくなり、今回駐車場への事業計画変更とするものです。

以上、合計346㎡を御提案申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

当初、平成2年3月30日の許可で、お姉さんが脳梗塞で倒れて、その介護のための宅地の取得ということで、住宅用地の取得ということでしたが、許可直後亡くなられたそうで、住宅を建てる必要がなくなりそのままであったということです。それで、今回ですね、隣接地の法華寺の駐車場に計画変更ということでの申請です。

場所は、山田日吉神社北側の200mぐらいのところで、西側と南側を道路が通っており、東側はお寺で北側は農地です。駐車場は砂利敷きで7台分で、給排水は駐車場のため不要で、雨水は地下浸透で、オーバーした分は道路側溝へ流すということで、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。はい、どうぞ。

○3番（清田順次君） ちょっとよろしいですかね。

○議長（永田知博君） はい。

○3番（清田順次君） この場合、畑の場合ですたいね、畑に登記簿を変えたらさんですたいね、宅地にした場合の固定資産税の評価というか、税額というのは相違があるもんなんですか。

○事務局長（福田高広君） ここは現地見たとおり雑種地等になっておりまして、現在宅地並み課税がされてるところです。

○3番（清田順次君） 全く宅地に変更しなくても変わらないということですか。要するに宅地にする予定でしょうが、もともとの申請が。雑種地とのその固定資産税の評価額というようなのは、課税されるやつは変わらないんですかというふうな、相違はあるのかないのか。（「介在畑とかはですね、宅地並みにはなってるんですけども、普通の宅地とか雑種地とかよりも低い税率にはなっております」と呼ぶ者あ

り)安かったですか。(「農地と考えれば高いんですけども」と呼ぶ者あり)うん、高いんだけど、(「一般の雑種地に比べるなら安い」と呼ぶ者あり)

○3番(清田順次君) やっぱり若干農地より住宅に変更しないことにより安いというふうに、これはどのくらいの金額の相違があつとね。(「金額はちょっと」と呼ぶ者あり)1回来月でよかけん調べとってもらえんですか。(「金額というか税率」と呼ぶ者あり)税率でよかですたい。

○議長(永田知博君) ほかに何か御質問はございませんか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 質問もないようでございますので、それでは採決に移ります。

議第77号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第77号は承認することに決定しました。

次に、議第78号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第78号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が山田の畑404㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑2,988㎡のうち878.16㎡、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地と判断し、議第79号、4番、5番と関連がございます。

3番、申請物件が岱明町の畑164㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

4番、申請物件が天水町の田307㎡外1筆、計483㎡、転用目的は共同住宅です。農地区分は、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、土地の周辺に居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落接続ということで許可可能でございます。

以上4件、1,929.16㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないも

のと判断し、御提案申し上げております。地元委員さんと同行の上、現地調査を行っております。

よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。1番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

申請人は団体職員で、現在アパート住まいで、今回個人住宅建設のための申請です。場所は208バイパス北隣りで、山田信号近くです。木造平屋建てで、給水は公共下水道を利用し、雨水は自然浸透を図り、オーバーフローした分は南側の市道の側溝へ放流、汚水・雑排水は公共下水道へ放流、外周をブロック土留めによって土砂の流出を防ぐようにして、周りは祖母の農地で、農地への影響を少なくするというので、現地調査結果、許可相当と思われます。

2番の案件について御説明します。

申請人は農業をしておられ、今後高齢となったときに年金だけの生活では不安ということで、売電収入の必要性をとの思いで太陽光発電事業に参画のための申請です。太陽光発電設備は48.8kw、枚数にすると192枚を設置し、20年間固定電力買取制度を利用して九電へ売電するそうです。場所は208バイパス南脇で、用地の南側も道路ということで、給排水は不要で、雨水は自然浸透で問題なく、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

はい、それでは、3番につきましては始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局主事（笠原大志郎君） — 3番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番について地元委員さんの説明をお願いいたします。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。3番の案件について説明します。

転用目的は宅地拡張ですが、今、事務局からの説明のとおりですので、審議をよろしく願います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。4番の案件について説明します。

住宅は1階建ての4世帯分です。申請地は第1種農地ですが、501号線に近く

交通の便もよいことから、ほかにもいろいろ検討されましたけど、この土地になりました。また集落にも接続しております。給水はボーリングで地下水使用、雨水は自然浸透、また、余分な分は東と西に排水路がありますのでそこへ流します。生活雑排水は浄化槽で処理し、同様に水路へ流します。

現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第78号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第78号については、許可することに決定しました。

次に、議第79号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第79号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑145㎡で、転用目的は宅地分譲地です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が中尾の田726㎡外1筆、計1,413㎡で、転用目的は宅地分譲地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の田770㎡で、転用目的が個人住宅及び事業用倉庫です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が築地の畑2,988㎡のうち1,109.59㎡で、転用目的が太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い第2種農地と判断し、先の議第78号、2番と次の5番と関連がございます。

5番、申請物件が築地の畑2,988㎡のうち1,000.69㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産

性の低い農地で、第2種農地と判断し、先の議第78号2番及び前の4番と関連がございます。

6番、申請物件が山田の畑346㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、先の議第77号1番との関連でございます。

7番、申請物件が北牟田の田1,000㎡外2筆、計2,980㎡で、転用目的は農業用施設です。農地区分は、農用地区域内の農地ですが、農振法第8条第2項第4号に規定する農用地利用計画において、指定された用途の供するために行われる農地と判断しております。

8番、申請物件が伊倉北方の畑1,168㎡外12筆、計10,966㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

9番、上小田の田109㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可ですが、土地の周辺に居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落接続ということで許可可能でございます。

10番、申請物件が天水町の田319㎡外1筆、計498㎡、転用目的は個人住宅です。農地区分は第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますが、農地の周辺に居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落接続ということで許可可能でございます。

以上10件、合計19,337.28㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断しておりますので提案いたしました。また、地元委員さんと同行の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。1番の案件について説明します。

申請地は208号の玉名バイパスの蛇ヶ谷交差点より東へ300mほどのところ
です。申請人は平成19年に隣接地を分譲予定地として278.2㎡を購入しまし
たが、北側道路との高低差によって、有効面積が狭すぎるとい
うことで買い手がつかないために、隣接地である申請地を取得し、併せて分譲用地にしたいとのこと
でした。将来建設されるであろう個人住宅は、給水は上水道、浄化槽を設置して、道

路側溝に排水するとのことで、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、3番、4番、5番、6番までですね、どうぞ続けてお願いいたします。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人は不動産業で、宅地分譲地4区画分の申請です。場所は築山小学校の南東200mぐらいのところ、境川の東側です。都市計画用地の一角で、造成工事を行い、給排水は公共上下水道を引き込み利用、雨水は、道路脇の河川へ放流、周りの農地には影響の内容に配慮するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、3番の案件です。申請人は会社員で、個人住宅と事業用倉庫の建設のための申請です。場所はマルエイ築地店の南側200mぐらいの都市計画地域内で、個人住宅は平屋建てで、床面積が166.07㎡1棟と、事業用倉庫は、平屋建ての床面積が112.5㎡の1棟です。給水は公共上水道を利用し、汚水と雑排水は公共下水道を利用し、雨水は南側道路側溝へ放流、周囲には耕作農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、4番と5番は関連ですので、同時に説明します。議第78号2番で説明したように、賃貸人の土地に賃貸人と同じような考えで参画ということで、4番の方は1,109.50㎡に252枚の発電施設、それから、5番は1,000.69㎡に対して、272枚を設置し、25年間利用とのことで、現地調査の結果、許可相当と思われます。

それから、6番は先ほど議第77号1番で説明したとおりです。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番について御説明をお願いします。どうぞ。

○10番（竹下宏介君） 10番、竹下です。7番の案件について御説明します。

事業目的及び必要性については、物質の供給その他を行っていますが、飼料用倉庫、管理棟の老朽化がひどく、また、組合の敷地が交通量が激しい国道208号線の交差点内にあり、特に近年大型化したトレーラー及びトラックの出入りはもちろん、敷地内の移動が支障を来しているためです。

周辺の状況については、北側は市道、南側は排水路、西側は農免道路です。東側は譲渡人の農地です。建築物は倉庫と事務所でございます。

給排水計画では、給水方法は井戸水です。生活排水については、合併浄化槽で処理し、排水する計画です。雨水については、敷地内全体をアスファルト舗装し、敷地南側に勾配をつけ、溜め枡に溜め排水路に流します。工事についても土砂の流出

がないように周辺にコンクリートブロック3段を積み設け、周辺農地に害を及ぼさないように事業計画となっています。

現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○12番（志水武保君） 12番の志水です。これはですね、場所から申しますと、桃田運動公園の西側といいますか、南西側にあたります段々畑、10年ぐらい前まではみかん畑だったと思われまじけれども、転用しつつあるところでございます。

参考欄に書いてありますように、太陽光発電のあれでございませぬけれども、福井県の福井市に本社を持つ太陽光発電施設設置専門の会社がございませぬ、4名から借り受けて発電施設にあたるということで、265Wを2,860枚用意するというところで、段々畑が7反ぐらいありますけれども、大体现状のまま設置したいということでございませぬので、悪水なんかは流れませぬので、雨水だけですので、周囲にございませぬ、U字溝を設けて、また上には土波的なことを設けて、ほかの農地に被害を及ぼさないように万全をとるということで、雨水の溜め枡を3つ増設して、そして最後が今のある道に沿ってU字溝へ流すということです。

はい、それだけです。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

9番についても始末書が添付されておりますので、始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局主事（笠原大志郎君） — 9番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、9番、御説明をお願いいたします。

○14番（下川 安君） 14番の下川です。9番の案件について御説明いたします。

この案件は先ほど始末書の発表がありましたように、平成14年に譲渡人が自己住宅を建設する際に、宅地と一体になってる農地に許可を受けずに合併浄化槽及び樹木等の植栽を行っているものです。譲渡人が土地建物を売却することになって、建物の附属施設であるその場所については、分筆をしてございませぬ、条件付きで所有権移転の仮登記をしてあるので、今回、本登記をするためにということで申請があがったものです。

場所は、小田小学校の北東側の広がりのある農地の中にありまして、第1種農地ですけれども、集落接続ということで隣接地に該当すると思っております。それから、申請地は既存住宅の附属施設としての合併浄化槽となっておりまして、排水は用排水

路、雨水は自然浸透となっております。

それから、今、隣接は宅地、それから道路、水路、譲渡人の畑となっております。隣接地域には被害を及ぼすことはないと思います。既に転用が行われておりまして追認ということになりますけども、既に既存住宅と共に一体として利用されております。そういうことで現地調査の結果、追認とはなりますけども、これについては問題ないかなというふうに思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番、どうぞ。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。10番の案件について説明します。

譲受人はみかん農家からトマト農家に転換し、山の上にあった自宅からハウスの近くの土地をいろいろと住宅のために検討されましたが、501号線にも近く交通の便のよい、また遊休地でもあるこの申請地になりました。第1種農地ではありませんが、集落に接続しております。

また、第78号の4条の4番に隣接もしております。給水はボーリングで地下水を使用、雨水は自然浸透、また、東と西に水路が通ってますのでそこへ流します。生活雑排水は浄化槽処理後、同様に水路に流します。

現地調査の結果、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から10番まで担当委員の説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第79号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第79号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第80号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第80号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、市長より意見を求められております。今

回は14ページから50ページまでの集積です。

所有権移転が6件の8,904㎡、利用権設定が450件の1,535,466㎡、利用権転貸が1件の4,400㎡、合計457件、1,548,770㎡の集積で、12月期間満了による更新で件数が多くなっております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものと考え、御提案申し上げております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようですので、採決に移ります。

議第80号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第80号については、原案どおり決定することになりました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第27号、28号、29号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 51ページからです。

報告第27号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成28年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は51ページから57ページまでの計26件、145,929㎡の解約通知を受理しております。

58ページになります。報告第28号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成28年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は2件の届出を受理しております。

次に、59ページでございます。報告第29号、許可不要転用届について。下記

のとおり許可不要転用届を受理しましたので報告します。平成28年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回3件の許可不要転用届の受理をしております。

以上、3件の報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、議第27号、第28号、第29号について、事務局の説明が終わりました。

何か御質問、御意見などありませんでしょうか。

(なしの声)

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） それでは、その他に移ります。（「1回終わってからで」と呼ぶ者あり）終わってからでよかですか、はい。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、慎重なる審議をいただきましてありがとうございました。

本日提案されております議案審議、これをもちまして終了したいと思います。

そのほかにちょっと事務局のほうからいろいろ連絡事項がございますので、しばらくお待ちをいただきたいと思います。

-----○-----

閉 会 午後2時50分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年12月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 堀田 昌子

農 業 委 員 村端 一弘